

新型コロナウイルス感染拡大に伴うきっぷの取扱い

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、2021年1月7日に1都3県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）に対して、緊急事態宣言が発令され、8日から外出自粛を要請されることになりました。

以下の条件すべてに該当されるお客様できっぷの使用を中止される場合は、下記の通りお問い合わせください。

1. 条件

- ① 1都3県に対する緊急事態宣言に伴い外出を自粛される場合
- ② 1月7日以前に購入し、かつ、緊急事態措置期間（解除された日を含む。）を有効期間に含む対象となるきっぷをお持ちの場合

2. 対象となるきっぷ

普通乗車券、団体乗車券、企画乗車券、特別急行券（特別車両券、個室券を含む。）

● 近鉄線の駅窓口・営業所で購入された対象となるきっぷの取扱いについて

対象となるきっぷの有効期間終了（特別急行券は、発車時刻）までに近鉄線の駅窓口・営業所にお申し出ください。緊急事態宣言によりご来駅が難しい場合は、近鉄電車テレフォンセンターへお問い合わせください。

近鉄電車テレフォンセンター 050-3536-3957（8:00～21:00／年中無休）

● インターネットで購入された特急券の取扱いについて

対象となる特急券をお持ちのお客様は、指定された特急の発車時刻までにインターネット会員デスクまたは特急券窓口にお申し出ください。

（有効な特急券をお持ちの間にお申し出のない場合は、通常の手続きとなります。）

インターネット会員デスク 050-3536-3099（9:00～19:00／年中無休）

● 旅行会社が発売する旅行商品・きっぷの取扱いについて

お求めになった旅行会社にお問い合わせください。

本取扱いを変更・終了する場合は、当社ホームページにてお知らせいたしますので、今後の情報にご注意ください。